

令和7年度(2025年度)東部清掃工場排ガス測定値一覧表

(令和7年 7月末現在)

分析項目	単位	基準値	測定箇所	4月24日	6月27日	8月頃	10月頃	12月頃	2月頃
				4月25日	☆注補修工事				
ばいじん	g/Nm ³	法令基準:0.04g/Nm ³ 以下 自主基準:0.01g/Nm ³ 以下	1号炉煙道	<0.003	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.003	☆注補修工事	—	○	○	○
硫黄酸化物	ppm	法令基準:排出総量4,034Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のときで49ppmに相当) 自主基準:10ppm以下	1号炉煙道	<0.5	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.5	☆注補修工事	—	○	○	○
窒素酸化物	ppm	法令基準:排出総量12,527Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のときで153ppmに相当) 自主基準:20ppm以下	1号炉煙道	8	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	2	☆注補修工事	—	○	○	○
塩化水素	ppm	法令基準:700mg/Nm ³ 以下(430ppmに相当) 自主基準:10ppm以下	1号炉煙道	<1	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<1	☆注補修工事	—	○	○	○
水銀及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準:0.05mg/Nm ³ 以下 自主基準:0.05mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	0.00079	☆注補修工事	—	○	—	—
カドミウム及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準:4.21mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	<0.005	☆注補修工事	—	○	—	—
鉛及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準:16.8mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	<0.02	☆注補修工事	—	○	—	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	法令基準:0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 自主基準:0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	0.0058	—	—	○	—	—

※「<」は、定量下限値未満を示しています。

「—」は、検査実施該当月に当たらないため、検査を実施していません。

「○」は、検査実施予定項目。

採取月日が1つの時は1号炉と2号炉を同時に採取し、2段書きの時は上段の日に1号炉を採取、下段の日に2号炉を採取しています。 ☆注:2号炉は、令和7年5月9日から9月23日(135日間)基幹改良工事の為、停止予定

令和7年度(2025年度)東部清掃工場下水道放流水分析測定値一覧表

(令和7年 7月末現在)

分析項目	単位	基準値	令和7年										令和8年		
			4月24日	5月20日	6月25日	7月14日	2025/8/	2025/9/	2025/10/	2025/11/	2025/12/	2026/1/	2026/2/	2026/3/	
水温	℃	45度以下	23.9	25.0	29.2	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	8.0	7.8	7.9	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質	mg/l	600以下	3	3	3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	3.0	1.0	0.9	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	mg/l	—	5900	8600	7600	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒素含有量	mg/l	240以下	10	11	23	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リン含有量	mg/l	32以下	0.04	0.02	0.01	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亜硝酸性窒素	mg/l	-	0.49	<0.01	0.05	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素	mg/l	-	4.6	4.8	3.0	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンモニア性窒素	mg/l	-	0.5	0.4	14	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	38以下 ※3	5.5	5.2	17	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	<0.08	0.10	<0.08	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.6	0.3	0.4	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	-	<0.01	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	-	<0.01	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	-	<0.05	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	-	<0.05	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	-	<0.02	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
フェノール類	mg/l	1以下	<0.05	-	<0.05	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.016 ※5	<0.002	<0.002	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	mg/l	0.02以下 ※4	<0.01	-	<0.01	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	<0.0003	-	<0.0003	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	-	<0.005	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	<0.0005	-	<0.0005	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
シアン化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	-	<0.1	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	-	<0.005	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
有機燐化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	-	<0.1	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
PCB	mg/l	検出されないこと	<0.0005	-	<0.0005	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
チウラム	mg/l	0.006以下	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
シマジン	mg/l	0.003以下	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
四塩化炭素	mg/l	0.002以下	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	-	-	<0.005	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
ベンゼン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	-	-	分析中	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

※1:「<」は、定量下限値未満を示す。

「-」は、検査実施該当月に当たらないため、検査を実施していません。

「○」は、検査実施予定項目。

※2:「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)

※3:アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量の項目の基準値は、

令和2年4月1日より新基準値。

※4:六価クロム化合物の基準値は、令和5年10月30日より新基準値。

※5:セレン基準超過について、4月30日と5月2日に追加調査を実施。

それぞれ、0.004mg/l と ND(<0.002mg/l)で安全を確認しております。